令和7年度

草加市立病院修学資金被貸与者募集要項

令和 6 年 1 2 月 草 加 市 立 病 院

この制度は看護師養成所等に在学し、経済的理由等によって修学困難な者に対し修学資金を貸与することにより医療知識と技術の修得を容易にし、将来草加市立病院において医療業務に従事しようとする者の育成及び確保を図ることを目的とします。

修学資金の貸与を受けた者が、草加市立病院の看護師として一定期間勤務した場合、修学資金の 返還が免除されます。

1 資格(次の要件を備えている者)

貸与を開始した月において看護師養成所等に在学し、卒業後看護師免許を取得し、草加市立病院 の職員として医療業務に従事しようとする者。

[看護師養成所等]

保健師助産師看護師法第21条の規定に基づき指定された看護師養成所等

2 人数

若干名

3 修学資金の額

看護師養成所等に在学する者 月額 70,000円

4 選考方法

書類審査及び面接

(面接予定日 令和7年2月1日(土) ※詳細については後日通知します。)

5 貸与期間

令和7年4月から正規の修学期間を修了する月まで

6 受付方法、宛先等

- (1) 受付方法 令和6年12月9日(月)から令和7年1月20日(月)までに簡易書留等で郵送 (期間内消印有効、持参不可)
- (2) 宛先 〒340-8560 草加市草加2-21-1 草加市立病院経営管理課庶務係

7 必要書類

- (1) 草加市立病院修学資金貸与申請書(第1号様式)
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) 家庭状況調書(第3号様式)

- * 同居している方を全て記載してください。また、同居の有無にかかわらず配偶者及び 2親等(親、祖父母、子、兄弟、姉妹)までの親族を記載してください。
- (4) 保証書(第4号様式)
 - * 申し込み時に収入印紙は不要です。貸与決定となった場合に別途ご案内いたします。
- (5) 履歴書
- (6) 学業成績証明書
 - * 令和7年4月から養成所等へ入学予定の方は、最終学校成績証明書
 - * 看護師養成所等1年生については、看護師養成所等成績証明書
 - (※看護師養成所等で発行できない場合は、最終学校成績証明書)
 - * 看護師養成所等2年生以降については、看護師養成所等成績証明書
- (7) 在学証明書または入学許可証の写し
 - * 入学許可証の発行が間に合わない場合は、令和7年3月14日(金)までに入学許可証の写しを提出してください。

(※提出がない場合は、看護師養成所等への在学確認ができないため、修学資金を貸与することができません。)

- (8) 世帯全員分の続柄入りの住民票
- (9) 連帯保証人、親及び同居する2親等までの親族(18歳未満及び学生を除く)の令和6年度(5年分)課税証明書又は非課税証明書

申請の際の注意事項

1 連帯保証人

独立の生計を営む18歳以上の者(申請者が未成年の場合は、法定代理人※1)を連帯保証人とすること。

※1 法定代理人…親権を行う者(親権者)又は未成年後見人

2 貸与の停止

次の場合には、修学資金の貸与を停止します。

- (1) 看護師養成所等を休学又は退学したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) その他修学資金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 3 次の場合には、債務を返還していただきます。
 - (1) 修学資金の貸与の停止及び休止をされたとき
 - (2) 卒業した日から1年以内に免許の取得ができなかったとき、又は免許取得後草加市立病院において医療業務に従事しなかったとき※2

※2 貸与を受けた者も採用にあたっては採用試験を受験し、合格する必要があります。

- 4 次の場合には、返還の債務を免除します。
 - (1) 卒業した翌月から引き続き貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間草加市立病院に勤務したとき(ただし、5年を超えないものとする)
 - (2) 期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続する ことができなくなったとき

[問い合わせ先]

〒340-8560 草加市草加二丁目21番1号草加市立病院 経営管理課 庶務係 電話048(946)2200 内線3003